

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第13回）
議事要旨

○日時

令和3年11月22日（月） 13時00分～15時00分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、道田悦代委員

○欠席委員

橋本征二委員

○オブザーバー

西尾 利哉 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室 室長
小島 裕章 農林水産省林野庁林政部木材利用課 課長
小笠原 靖 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

能村省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長
廣瀬省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐
和田省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐
菊野省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐

○議題

- (1) FIT 制度が求めるライフサイクル GHG の基準と確認方法について
- (2) FIT 制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について

○議事要旨

- (1) FIT 制度が求めるライフサイクル GHG の基準と確認方法について
(火力発電のライフサイクル GHG)

委員

- 比較対象電源として 2030 年に想定される火力発電はいつの時点で想定される発電効率によるものなのか。電源構成比を踏まえたライフサイクル GHG として、現時点で 180g-CO₂/MJ 電力という数字が出ているが、2030 年までに変わらないか。比率や発電効率が変わる可能性はないか。

事務局

- 電源構成は最新のエネルギー基本計画で示されたミックスを使っている。火力発電の排出活動、各々の発電効率については電中研のレポートから引用している。2025 年の見直し時に変更することはあり得るが、2030 年までの値を修正することはないと考えている。

(バイオマス発電に対するライフサイクル GHG の基準)

委員

- 事務局から提案された国際基準に合うようにという方向性について意見を述べる。今回の方向性は重要である。本来の意味で言うと、気候変動による不確実性があり温室効果ガスの削減が必要となっている。努力をすればよいという考え方もあるが、多国籍企業を中心に、温暖化ガスを減らさない企業はサプライチェーンから排除していこうという動きも始まっている。先に高い水準を達成して企業の競争力に繋げていこうという動きもある。電力は基準を達成しているか、していないかで分けることが難しいが、再エネ、特にバイオマスの部分について、国際的にサプライチェーン全体が対応を求められる局面に来ているのではないかと感じている。
- 国内に限って使うということに関しても温室効果ガスの削減は大事である。事業者にとっては厳しいかもしれないが理解を頂き、国際基準に合わせていくことが必要だと考えている。
- 食料競合、ライフサイクル GHG の観点から参入条件の明確化が進んでいることに、消費者として大きな納得感を持っている。ライフサイクル GHG の算定式は概ね整理ができているが、今後、排出量基準と確認手段について詳細な検討を進め、なるべく早期に報告案をまとめるという方向性に異存はない。
- 国際基準として、EU では RED II の改善版として厳しい内容が公開されており、GHG の削減比率は 2025 年以前に運転開始した遡及案件を対象に、70%削減を求めている。森林バイオマス燃料に対して、発電のみ行うプラントについては加盟国に対して 2026 年度末までに政策的支援を取りやめることが求められている。先般の COP26 でも明確になっているように、国際的な基準はより厳しい方向に行っているという理解が必要ではないか。他方、我が国においては、これからライフサイクル GHG の基準を検討する段階であるため、資料 1 P. 18 で示された案は現時点で妥当ではないかと考える。

- 国際的には気候変動対策は時間的余裕が無くなってきている。環境への配慮が厳しくなっていることは事実である。EU RED II の改正案は、現時点では、欧州委員会から欧州議会に対する提案であるので、現時点で決まっているものではない。RED II が出た 2018 年時点では EU 全体の GHG 削減目標が 40% だったのが、今年 7 月で 55% となり、全体的な強化が行われる中での議論だということは理解しておく必要がある。日本は 46% の削減目標を掲げているが、パリ協定の約束に従うのであれば今後引き上げも考えられる。石炭火力に関しては COP26 でも議論になったが、比較対象電源のミックスが変わってくることも考えられる。今後厳しくなっていくという前提で、しかるべきタイミングで議論をしていくことが必要である。

座長

- 先般の COP26 や企業をとりまく事業環境から、バイオマス燃料のライフサイクル GHG に対する関心が特に高い。使用される事業者にとっても社会的な関心、金融業界などの関心も高いところである。資料 1 P. 16 に記載のとおり国際的に遜色ない削減目標が重要であることを改めて確認したい。

(既定値の策定や確認方法)

委員

- 既定値を適用しない場合は個別計算ということだったが、工程別に既定値を参照して、合計値を公表するという事も考えられる。更に、既定値を適用できる条件であっても製造方法の改良や輸送の効率化を行うことによる GHG の削減努力を評価するために個別計算を行うことも可能とした方が、削減に寄与するのではないか。
- 既定値の確認スキームに関して資料 1 P. 28-P. 31 の事務局案は妥当だと受け止めた。一方、輸入木質バイオマス発電に関しては、サプライチェーンにおいて他国への大きな負荷や地球全体への影響を軽減した形で行われているかについて疑問が生じないようにデータ収集の仕組みを明確にするべき。
- EU の既定値計算において、計算過程や算定値について公開し、パブコメを経た後に策定しているとのことだが、当 WG についてもこの手続きは踏まえるのか教えてほしい。
- 資料 1 P. 29 に農作物の収穫に伴って生じるバイオマス以外の燃料という記述があり、これは具体的には木質バイオマスが対象と認識している。木質バイオマス含め、ライフサイクル GHG は土地利用変化の部分、炭素ストックの転換が把握されてこそ適切な計算ができる。
- FIT 制度では建設廃材など、異なる価格区分にまたがっており、見た目では区別できるようなものではなく、混ざりやすい。その意味で、確認方法としては第三者認証がまず念頭に置かれるべきである。

座長

- 既定値を使うことで事業者にとって負担ない確認を行うことは重要だが、それと同時に、基準の見直しや制度の効果・進捗を見ていくため、既定値を適用する条件に合致しているバイオマス燃料であっても、ライフサイクル GHG 値を把握することは重要ではないか。

事務局

- 指摘の通り、既定値の適用条件を満たしていたとしても、前向きな取組をしている場合には個別計算をした方が良いと考えている。
- 既定値策定に当たってのパブコメ実施については、WG の報告書あるいは省令や告示など様々なパターンが考えられる。この制度を開始する前にどこかで実施したい。
- 農作物の収穫に伴って生じるバイオマス以外の燃料の確認方法については、全ての選択肢を並べるという意図の書きぶりであったが、第三者認証の活用が第一に考えられる。今後検討していきたい。

(既認定案件の扱いや情報開示について)

委員

- 事業者の前向きな取組を促すことについては、制度開始まで先延ばしにして構えるのではなく、より積極的に取り組んで頂きたい。事業者の前向きな取組を促すインセンティブを考えているのであれば教えていただきたい。
- 既認定案件に関しては、資料 1 P. 32 の提案のように従前のビジネススキームに安心することなく、排出削減に向けた努力を求めて、またホームページで情報開示を進めていただきたい。金融庁等からコーポレートガバナンスコードにおける非財務情報、特に TCFD に関する情報の積極的開示が義務付けられるので、無関心ではいられないような状況になるのではないかと考える。
- どう公表していくか、どのタイミングで FIT 制度における持続可能性を確認することの方がむしろ大事である。資料 1 P. 30 にあるとおり、FIT 認定時は当然だが、燃料納入時にも確認してもらうのが大事である。エネ庁に報告をさせるような制度を作り、集計した上で、調達価格等算定委員会の方に提出する等に取り組む、2025 年度以降の見直しに活かしてはどうか。
- マンパワーなどの制約もあるかもしれないが、2030 年も紙ベースだというのは考えづらく、デジタルの活用をしていくべきではないか。初回 WG で英国の事例を紹介したが、英国のようなシステムを作っていけば、大量のデータを扱えるようになる。制度開始までに検討してほしい。
- 資料 1 P. 32 について、既認定案件については取組内容の情報開示とあるが、何らかの値を出すものとして頂きたい。

座長

- 買取制度上で使用するバイオマス燃料の大半は、既認定案件で使用される燃料であるというのが実態である。ここをまさに国際的に遜色ない対応に引き上げていくことが必要である。既認定案件はファイナンスが付いていて、契約が結ばれているものが大半であるため、事業影響に対する配慮を念頭に置いた上で、GHG 削減改善の努力が促される方法を検討する必要があるのではないか。
- 情報開示報告を求めるとあるが、既認定案件であってもライフサイクル GHG について、根拠とともに開示を求めたい。どのような改善が為されているか等、報告内容をより具体的に明確にすることで努力を促していくことも必要である。使用するエネルギーの転換等に調達先と連携して取り組んでいる事業者の例もある。

事務局

- 事業者から前向きな取組を引き出す仕組みについては、インセンティブというよりレピュテーションの課題を企業に感じてもらうということが考えられる。さらに前向きな取り組みを引き出せるような環境作りについて検討していきたい。
- 既認定案件の取組の内容について、どこまで公表を求めるとかは今後検討したい。報告の内容と公表の内容を分けることもあるが、いずれにしても前向きに取り組むことを促す仕組みとしたい。

(2) FIT 制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について

委員

- ISO17011 に基づく考え方に賛同する。国際的にも認知してもらえるような持続可能性を担保する仕組みを、日本としても使っていかなければいけない。資料 2P.4 の内容に加え、ISO17011 では項目 7 に苦情への対応、スキームや制度に関する苦情への対応要件に対しても設定されている。ISO への適合を求めることで、懸念が払拭されると考える。
- 食品安全、品質管理の面では先ほどの資料の P.3 に認証の中立性担保に示されている全体構造において、グローバルに相互確認がされるような状況になっている。検討中の 3 つの認証に関して、特にガバナンスに不安を覚えていたが、認定機関の位置づけと具体的な条件を示すことによって、第三者性がより明確になるということで安心している。
- 農産資源認証協議会から提案された基準は、結果的に ISO17011 を充たす認定機関による認定を求めており、資料 2P.4 の考え方を満たしているのではないか。
- 事務局案に賛同する。但し、これまで指摘のあった懸念の中には、審査の質、審査員の専門性に関わる場所もあった。認証機関の中でのトレーニングや、第三者認証内の資格制度、研修も設けている例もある。そういった事例を事務局で事例的に

補足することも有効ではないか。

座長

- ISO17011 に書かれている要求事項が満たすのであれば、中立性の確保という点は満たされるのではないかという趣旨の発言があった。審査のキャパシティについてもご意見があった。事務局で更に整理を進めて欲しい。

事務局

- 第三者認証における審査の質・専門性について、何ができるのか事務局で検討する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365